

春日井市介護認定審査会における審査の簡素化について（案）

1 対象

次の全ての要件に合致する認定申請

- (1) 第1号被保険者
- (2) 更新申請（要介護・要支援）
- (3) コンピュータ判定結果の要介護度が現在の要介護度と一致
- (4) 前回の認定有効期間が12か月以上
- ~~(5) コンピュータ判定の結果が「要支援2」又は「要介護1」である場合は、
状態安定性判定ロジックの判定結果が「安定」~~
- (5) コンピュータ判定の結果による要介護認定等基準時間が「1段階重い要介護度に達するまで3分以内（重度化キワ3分以内）」ではない
- (6) 今回の一次判定が要介護4・5

2 期待する効果

- (1) 認定審査の迅速化
- (2) 介護認定審査員の事務の負担軽減

3 開始予定日

平成30年10月1日

（当該日以降の介護認定審査会で審査するものから適用）

※本日の会議内容を踏まえた最終案を各委員に提示して意見を求める。

4 その他

審査の簡素化を実施するなかで判明する課題などに対して適切に対応するため、当面の間、各委員からの意見を聴取しながら見直しを図るほか、必要に応じて介護認定審査会連絡会議を実施する。

春日井市介護認定審査会における審査の簡素化（案）のイメージ

